

答弁書第二四九号

内閣参質一七一第二四九号

平成二十一年七月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員姫井由美子君提出アグリガイアシステム飼料化センターに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員姫井由美子君提出アグリガイアシステム飼料化センターに関する質問に対する答弁書

一について

地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成十九年三月三十日付け十八環第二百七十五号農林水産事務次官依命通知。以下「新要綱」という。）による廃止前のバイオマスの環づくり交付金実施要綱（平成十七年四月一日付け十六環第二百九十九号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）第4の1の(4)に基づく審査の過程において、農林水産省関東農政局は、千葉県に事業の収支見通し等を確認し、同県より収支が事業初年度である平成二十年度以降毎年度黒字になる見通しである旨の報告を受けている。

二について

本交付金事業の採択に当たっては、株式会社アグリガイアシステムから旧要綱第4の1の(1)に基づき千葉県に提出された事業実施計画（以下「実施主体計画」という。）について、同県が地域バイオマス利活用交付金実施要領（平成十九年三月三十日付け十八環第二百七十六号農林水産省大臣官房環境政策課長、生産局長、農村振興局長通知）による廃止前のバイオマスの環づくり交付金実施要領（平成十七年四月一日付け十六環第三百号農林水産省大臣官房環境政策課長、生産局長、農村振興局長通知）第4の1に基づ

き採択要件等に合致していることを確認している。また、旧要綱第4の1の(4)に基づき、同県から農林水産省関東農政局に提出された実施主体計画の内容を含む千葉県事業実施計画について、同局において同計画の目標の妥当性及びその達成の可能性について審査を行ったところである。

三について

千葉県からの聞き取りによれば、株式会社アグリガイアシステムは、計画どおりに廃棄食品が集まらなかったこと等が原因で同社の経営状況が悪化したことから、経営改善に向けて工場の大規模な改修等を実施するため、事業を一時停止したものと聞いている。

四について

千葉県からの聞き取りによれば、今般の株式会社アグリガイアシステムの民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条に基づく再生手続開始の申立てについては、同社が飼料化事業の継続を目指して行うものと承知しており、農林水産省としては、今後、同法に基づく再生手続の中で飼料化事業の継続についてどのような取扱いがなされるのか注視していくとともに、新要綱第9により従前の例によることとされた旧要綱第7の2の(1)のイ等に基づき、同社が行った実施主体計画に基づく事業の事後評価等に

ついて同県から報告されており、新要綱第9により従前の例によることとされた旧要綱第7の2の(1)のウに基づき、その内容の点検及び目標の達成度等の評価を行い、その評価結果及び民事再生法に基づく再生手続の状況を踏まえ、同県を指導していく考えである。

